

「こう直さなければ裁判員裁判は空洞になる」

五十嵐 二葉

(ゴシックは「こう直さなければ…」の章節タイトル 数字は頁)

I 裁判員裁判の空洞化は現に進行している 縮んでいく裁判員裁判 序章 裁判員裁判が直面している2つの危機

1 裁判員制度が縮んでいく

(1) 社会的関心の減少

裁判員報道 減少 「裁判員裁判で」(省略)「〇〇裁判長は」
判決後会見・記者の要望、出席減少 開かれず が普通化

(2) 裁判員やりたくない やらない 第5部第3章 276

① 裁判員制度の運用に関する意識調査 (H23) 裁判員として刑事裁判に参加したい 4.6
参加してもよい 10.4 あまり参加したくないが義務であれば参加せざるを得ない 42.6
義務であっても参加したくない 41.4

② (最高裁「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成29年2月末・速報)」表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移) 辞退候補者数(調査票・質問票辞退 期日無断欠席=2016 4割と朝日) 不選任決定) すべて経年累増

(3) 「やりたくない やらない」は なぜ

どの国でも家事や仕事に支障が出る司法参加は放置すれば縮んでいく傾向
なりたくない理由が重要

「制度への期待 右肩下がり」は“無言の批判”か 裁判員裁判6年(産経 15-5-2 表つき) 279

第4部第3章(裁判員裁判の運用に関する意識調査) 203

守秘義務のため? そのほかの何?

(4) やりたくない やらない への裁判所の対応 277

上記(「実施状況について」 裁判員事件減少 2010年 1,797→2016年 1,077 2/3

最高裁は選定候補者累増を重ねてまかなっている。 126,465→127,811

「裁きたい者が裁く」のでいいのか?

2 デュープロセス が縮んでいく(現行の制度・運用に伴う問題点)

裁判員制度導入に不可欠な市民参加の刑訴手続改正を一切せず施行した上

「裁判員の負担軽減」「裁判員にわかりやすい裁判」運用でデュープロセス破壊

① 公判の短縮 当初は3日終結をモデル

分刻みの進行 c15 ←→必要にして十分な審理 納得のいく裁判

顕著な例 10・11・25 仙台地裁判決死刑(石巻少年事件) 審理5日評議3日 少年調査記

録 1 部しか証拠採用せず等拙速で死刑判決、控訴上告審も棄却 第 3 部 3 章
「これまでの裁判に対する考え方を見直す必要」(守屋克彦)

- ② 保釈後連日開廷で防御活動が事実上できない 第 2 部 1 章保釈と自白の新たな関係
- ③ 直接主義・口頭主義の後退 証拠の抄本化・パワーポイント化 写真のイラスト化
第 1 部第 4 章裁判員の PTSD が示す制度の基本問題 凄惨な写真、被害者・遺族の情感たつぷりの供述調書の声色朗読等は有罪無罪の判断に必要なのではなく犯情証拠 (検察官は取調べ録音録画媒体の抄本化も主張 実務化?)
これらは証拠ではなく作成者の意見 (2 重 3 重の伝聞証拠化)
- ④ 公判前整理が長引くのは何故か 読売 17・5・2 寺田長官談話 (5・3)
第 1 部第 3 章 裁判員制度のためにつくられた世界に例の無い開示制度 検察の証拠独占開示の実態 259~261
公判前整理で歯がたたない弁護士ら
- ⑤ 公判でも 第 1 部第 2 章被告側に自白を迫る「予定主張明示」
開示と引き換えに

II 刑訴法を市民参加の手續に改正しないままの発足による未解決制度

- ① 科学鑑定を裁判員にどう判断させるのか 第 1 部第 5 章
- ② 裁判員の判決書になっているのか 第 3 部第 1 章裁判員裁判に合わない判決書
無作為抽出の市民参加判決 英米陪審 フランス陪審 ドイツ等の参審
- ③ 裁判員判決への検察官控訴・上告 ほとんどの事件で高裁が 1 審判決破棄
被告弁護側官控訴・上告との意味の違い

III 無作為抽出の市民の判断対象としてよいのか

- ① 量刑 第 3 部第 3 章 289
無作為抽出の市民の量刑 陪審には原則なし フランスの量刑
裁判員裁判の量刑傾向 132 何に依って刑を決めているのか
- ② 特に死刑 特則なく通常の量刑評決で死刑
2010 年から 17 年現在 死刑判決合計 28 件中 5 件を高裁裁判官裁判で無期に修正 271

IV 裁判員制度は市民の司法参加になっているのか

- 1 無作為抽出の陪審と「資格者」の参審
- 2 無作為抽出の参審という ねじれた「裁判員制度」フランス陪審との違い
- 3 司法判断者としての適性をどう確保するのか
井戸端会議の裁き 人民裁判 ではない 裁判員の「良い経験」のためではない

司法正義の実現のための市民参加であるはず
無作為抽出参加の制度 他国ではどうしているか
英米陪審制 フランスの変形陪審制

4 裁判員制度に欠けている（不適切な）市民参加システムの是正

終章（刑訴法の改正を省略して、裁判員法の改正のうち主なもののみを挙げる）

制度の目的規定を変える 対象事件 無罪主張者は裁判員裁判を受ける権利（義務ではないから選択権） 有罪答弁者は刑事政策の十分な研修を受けた裁判官裁判で量刑 区分判決条項削除 裁判員の選任 就職禁止事由を限定 裁判員選任手続は原則公開で行う 報道機関による犯罪報道コードの作成

説示 ①裁判員に与える説示を、手続法、実体法ともに、法曹3者が協議して作成する。裁判員に量刑判断をさせる間は以下の説示も同様に作成する。刑罰の目的と意味、現行の行刑の実態、犯罪ごとの法定刑、適用することのできる加減の種類と加減枠、執行猶予の制度。

②裁判員への手続、実体法の説明は、以下で公式に行う説示に限定し、これ以外の機会、方法で、裁判官が裁判員に個別の法的説明をすることを禁止する。

③ 全て公開の法廷で、裁判長が朗読、そのコピーを裁判員、被告、弁護士、検察官に交付する。

④ 全ての手続きに共通する一般的な手続きに関する説示は宣誓に先立って候補者に上記の方法で与える。説示に従って任務に就くことを望まない者は、その場で選任を辞退することができる。

⑤事件ごとに必要となる説示は、裁判所、弁護士、検察官の協議によって確定、公判開始に先立って、裁判員となる者に上記の方法で与える。公判開始後、さらに説示が必要となったときも同様にする。

⑥ 説示以外の裁判員への情報提供 裁判所から情報提供を行わない。（事件概要の説明は、当事者双方と裁判所が協議して内容を確定する。一致が得られないときは、当事者は各自、自ら事件概要を説明できる。

評議 評議の対象は、公判前整理手続で確定した争点とする。評議の方法 争点ごとに行う裁判官は、裁判員の発言がすべて終わった後に発言する 評議は全員が終結を納得するまで継続する。

有罪・無罪の評決 争点ごとに、全員が白紙に無記名で記載して投票 被告に不利な争点は、投票の結果の3分の2以上でなければ評決できない。争点ごとの投票が全て終わり、その結果で、被告を有罪とすることができない時は、評決を無罪としなければならない 争点ごとの全投票で、被告を有罪とすることができる時は、有罪・無罪の2選択肢で、再度投票を命じ、有罪票が3分の2以上のときは有罪の評決として評決を終わる。有罪とする票が3分の2に満たないときは、裁判長は、評決を争点の投票からやり直し、その結果に従って、なお有罪票が3分の2に満たないときは無罪の評決とする。

量刑の評決（現行での暫定的措置） 裁判長による量刑説示（略） 死刑の評決は全員一致

でなければすることができない。

判決書 判決書の理由は、争点ごとの評決結果と、有罪無罪の評決結果、有罪の場合は量刑評決結果を記載して理由とする。

守秘義務 評議・評決に関して、個人を特定してする発言内容のみに限定する。その他は名誉棄損等、他の法令に従ってのみ責任を負う。

V 裁判員判決 実質的に判断しているのは「員」か「官」か？

①15・3・24 千葉地裁覚せい剤取締法違反有罪 公判前整理の争点整理で弁護人の主張を抽象化・拡大して整理した事実を前提として有罪判決 東京高裁 16・1・13 整理は明らかな誤りと破棄無罪判決

②27・7・9 千葉地裁強盗殺人等の判決 録画媒体の証拠請求を却下 16・8・10 東京高裁<原審の証拠却下判断を容認・発展 可視化証拠の危険性指摘 公判が捜査での取調べの適否を判断する場になれば直接主義に反する＝公判中心主義への回帰 裁判員裁判の証拠決定の在り方>実体判断は事実誤認で破棄差戻し

③10・11・25 仙台地裁判決死刑（石巻少年事件）審理5日評議3日 第3部3章少年調査記録1部しか証拠採用せず等拙速、控訴上告審も棄却

④10・6・22 千葉地裁覚せい剤取締法違反（チョコレート缶事件）裁判員裁判初の無罪判決 12・2・13 最高裁第一小法廷<控訴審における事実誤認の審査は1審の証拠の信用性評価 証拠の総合判断が論理則・経験則から不合理かのみ>控訴審の有罪判決を破棄自判無罪
1審判決は何故出されたのか
覚せい剤事件判断への影響
最高裁判決は継承されたか **266**

⑤17・4・17 東京地裁やり直し裁判員裁判覚醒剤密輸事件に無罪 1次1審裁判員裁判で有罪を東京高裁が「証拠の内容を誤解した」と破棄差戻し

⑥10・12・10 鹿児島地裁強盗殺人等（鹿児島老夫婦殺事件）死刑求刑事件で裁判員裁判初の無罪判決 第1部第2章

⑦16・4・8 宇都宮地裁殺人等（今市事件）無期判決

VI 「裁判員制度はいらない」か？

五十嵐二葉「こう直さなければ裁判員裁判は空洞になる」2016 現代人文社
「説示なしでは裁判員制度は成功しない」2007 現代人文社